

愛西市学校給食センター調理等業務包括委託

契約書（案）

愛西市（以下「市」という。）と●●●●（以下、「事業者」という。）は愛西市学校給食センター調理等業務包括委託に関して、以下のとおり事業契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. 事業名 愛西市学校給食センター調理等業務包括委託
2. 事業場所 愛知県愛西市森川町村仲 1 1 番地 1
3. 事業期間 自 本契約締結の翌日
 至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日
4. 契約金額 金●●円に物価変動、食数変更による増減額、市の是正勧告に基づく減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
5. 契約保証金

上記の事業について、市と事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●●年●●月●●日

[発注者]

愛知県愛西市稲葉町米野 3 0 8 番地

愛西市

愛西市長 日永 貴章

[事業者]

[所在地]

[会社名]

[代表者]

愛西市学校給食センター
調理等業務包括委託

事業契約書約款

令和●年●月●日

愛西市

目 次

第1章 総 則	1
(目的及び解釈)	1
(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)	1
(本件業務及び日程)	1
(本件業務の遂行)	1
(善良なる管理者の注意義務)	1
(責任の負担)	1
(第三者に及ぼした損害)	2
(要求水準書の変更)	2
(本件事業用地等の使用)	3
(許認可、届出等)	3
(第三者の使用)	4
(近隣住民対策)	5
(市及び関係者等との調整)	5
(緊急時の対応)	6
第2章 準備業務	6
(業務の引継ぎ)	6
(準備業務)	6
(準備業務のモニタリング)	7
第3章 維持管理・運営業務	7
(維持管理・運営業務)	7
(業務従事者名簿の提出等)	7
(長期業務計画書)	8
(年次業務計画書)	8
(業務報告書)	8
(長期業務計画書、年次業務計画書に記載のない修繕)	8
(維持管理・運営業務のモニタリング)	9
(異物混入・食中毒、アレルギー対応等)	9
第4章 事業者の収入	11
(サービス対価)	11
(既払いサービス対価の返還)	11
第5章 契約期間及び契約の終了	11
第1節 契約の終了	11
(契約期間)	11
(本件業務の終了手続)	11
(維持管理・運営業務終了に伴う検査)	12
第2節 契約解除	12

（事業者の債務不履行等による契約の解除）	12
（モニタリングによる契約の解除）	13
（解除の効力等）	13
（市の債務不履行）	14
（市による任意の解除）	14
第6章 法令変更	15
（通知、協議及び損害の負担）	15
（法令変更による契約の終了）	15
第7章 不可抗力	15
（不可抗力への対応）	15
（通知、協議及び損害の負担）	16
（不可抗力による契約の終了）	16
第8章 その他	16
（協議）	16
（市による債務の履行）	16
（契約上の地位の譲渡、株式発行等の制限）	17
（秘密保持）	17
（知的所有権）	17
（著作権等の侵害の防止）	17
（書類等の著作権）	18
（資料等の取扱い）	18
（事業者の解散）	18
（付保すべき保険）	18
（融資者との協議）	19
（請求、通知等の様式その他）	19
（準拠法）	19
（管轄裁判所）	19
（定めのない事項）	19

第1章 総 則

(目的及び解釈)

第1条 愛西市学校給食センター調理等業務包括委託事業契約（以下「本契約」という。）は、市及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1において定められた意味を有する。

(公共性及び民間事業者による事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本件事業が、市が愛西市民に対し、給食センター及び配送校においてより質の高い公共サービスを提供するために行う事業であって、高度の公共性を有すること、及び市が給食センター及び配送校の管理者の立場にあることを十分理解し、本件業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重しなければならない。

2 市及び事業者は、本件業務の遂行及び本契約の履行にあたり、法令を遵守しなければならない。

(本件業務及び日程)

第3条 本件業務は、別紙2に記載する業務その他これに関連し、又は付随する一切の業務により構成される。

2 本件業務は、別紙3に記載する本件日程表に従って実施される。

(本件業務の遂行)

第4条 事業者は、本件業務を本契約、募集要項等及び事業者提案に従って遂行しなければならない。

2 前項において、本契約と募集要項等及び事業者提案との間に矛盾、齟齬がある場合には、本契約、募集要項等、事業者提案の順にその解釈が優先する。ただし、事業者提案において提案された業務の水準が募集要項等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、事業者提案が募集要項等の規定に優先する。

3 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、本契約の解釈に関して疑義が生じた場合、又は募集要項等の各資料間で記載内容に矛盾、齟齬がある場合には、市及び事業者は、その都度、誠意をもって協議し、かかる記載内容に関する事項を決定する。

(善良なる管理者の注意義務)

第5条 事業者は、本件業務を、善良な管理者の注意義務をもって遂行しなければならない。

(責任の負担)

第6条 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件業務の遂行にかかわる一切の責任を負うものとする。

- 2 本件業務の遂行に関する一切の費用（公租公課を含む。）は、本契約又は募集要項等に別段の定めがある場合を除き、すべて事業者が負担する。また、本件業務に関する資金調達はすべて事業者の責任において行う。
- 3 本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者による本件業務の遂行に関する市による承諾、確認、立会い若しくは勧告、又は事業者から市に対する報告、通知、相談若しくは説明があったことを理由として、事業者は本件業務の遂行に関する事業者の責任を免れず、当該承諾、確認、立会い若しくは勧告、又は報告、通知、相談若しくは説明があったことを理由として、市は何ら責任を負担せず、事業者は市の責任を追及しない。

（第三者に及ぼした損害）

第7条 事業者が本件業務の遂行に関して第三者に損害を及ぼした場合、事業者が当該第三者に対し当該損害を賠償する。ただし、当該損害（第4項の規定により事業者が加入した保険等により填補された部分を除く。）が市の責めに帰すべき事由又は本件業務の遂行に伴い、通常避けることのできない騒音、悪臭、振動、地盤沈下、地下水の断絶、粉塵発生等（事業者が善良なる管理者の注意義務又はそれを超える注意義務が本契約、募集要項等若しくは事業者提案に規定されている場合は当該注意義務を尽くしても避けられなかった場合に限る。なお、電波障害は含まない。）により生じたものである場合は、市がその損害を賠償する。

- 2 市は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、市からの請求を受けた場合には、速やかにこれを支払う。
- 3 本件業務の遂行に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び事業者が協力してその処理解決にあたるものとする。
- 4 事業者は、本件業務期間中、事業者の責任及び費用負担において、別紙7記載の保険に加入し、また請負人等をして加入させる。

（要求水準書の変更）

第8条 市は、本件業務期間中、要求水準書又は事業者提案の内容の変更が本事業のために必要と認められる合理的な理由により必要であると認めるときは、要求水準書又は事業者提案の変更内容を記載した書面を事業者に通知し、その変更を求めることができる。

- 2 事業者が前項の通知を市から受領した場合、事業者は、当該書面を受領した日から14日以内（14日目が閉庁日の場合はその翌開庁日まで。以下、本契約における期限の最終日が市の閉庁日である場合は、すべて翌開庁日を当該期限の最終日とみなす。）に、その要求水準書又は事業者提案の変更に伴う措置、業務費用の変動の有無を検討し、かつその結果を市に対し書面にて通知する。
- 3 事業者は、第1項に定める市からの変更の要求に基づき、要求水準書又は事業者提案の変更に伴う措置を検討するにあたって、業務費用の増加が予想される場合は、これらの遅延の期間及び業務費用の増加が最小限となるように最大限の努力をしなければならない。
- 4 本契約当事者は、相手方当事者からの求めに応じていつでも、両当事者間で要求水準書又は事業者提案の変更に伴う業務費用の増減について協議を行う。

- 5 市と事業者とは第2項の事業者による検討を踏まえて前項の協議を行い、当該協議を踏まえて市は要求水準書の変更の可否を決定する。
- 6 前項に基づき要求水準書が変更された場合で、当該変更により本契約に基づく事業者の業務の範囲が増加又は減少したときは、市は当該増減に応じてサービス対価を増減することができる。当該変更により事業者に追加費用又は損害が発生したときは、市が合理的な範囲で当該追加費用又は当該損害を負担する。
- 7 市又は事業者は、技術革新等により要求水準書の変更又は新たな業務遂行方法の採用、及びこれに伴うサービス対価の減額が可能であると認めたときは、相手方当事者に対して書面により通知する。この場合、市及び事業者は、要求水準書の変更又は新たな業務遂行方法の採用の可否について速やかに協議を行い、当該協議を踏まえて市は要求水準書の可否・内容、新たな業務遂行方法の採用の可否・内容について決定するものとする。
- 8 前項の協議により要求水準書を変更した結果、事業者提案を変更する必要があるときは、事業者は、前項の通知を受けてから遅滞なく、変更後の事業者提案を市に提出し、市の承諾を受けなければならない。
- 9 第7項又は前項に基づき要求水準書又は事業者提案が変更された場合で、当該変更により本契約に基づく事業者の業務の範囲が減少したときは、市は当該減少に応じてサービス対価を減額することができる。当該変更により事業者に追加費用又は損害が発生したときは、市が合理的な範囲で当該追加費用又は当該損害を負担する。

(本件事業用地等の使用)

- 第9条 事業者は、本件業務期間中、本件業務を遂行するために必要と市が認める範囲において、市の所有する本件事業用地の土地及び本件各施設及び什器備品等は無償にて使用することができる。
- 2 事業者は、前項に基づき使用する土地及び本件各施設並びに設備及び什器備品等を、善良な管理者の注意義務をもって使用又は管理する。

(許認可、届出等)

- 第10条 本契約に基づき本件業務を遂行するために法令上必要な一切の許認可は、事業者がその責任と費用負担において申請、取得及び維持し、また、本契約に基づき本件業務を遂行するために法令上必要な一切の届出についても、事業者がその責任と費用負担において行わなければならない。
- 2 事業者は、前項の許認可の申請又は届出に際して、市に対し書面による事前説明を行い、またかかる許認可の取得又は届出の完了後速やかに、同様の方法で市に対し事後報告を行う。
 - 3 市は、事業者から要請がある場合は、遅滞なく、第1項に定める事業者による許認可の申請、取得、維持及び届出に必要な資料の提供その他の合理的な協力をする。
 - 4 事業者は、市から要請がある場合は、遅滞なく、市による許認可の申請、取得及び維持又は届出（交付金及び地方債の申請に関するものも含むが、これらに限られない。）に必要な資料の提供その他、本件事業に関連し、又は付随する市の行為について合理的な協力をする。
 - 5 事業者は、第1項に定める許認可取得又は届出の遅延により業務費用が増加し又は損害が生

じた場合、当該増加費用又は損害を負担する。ただし、市が第3項に基づく協力義務に違反した場合など市の責めに帰すべき事由に基づく遅延の場合は、合理的な範囲で市の負担とする。

- 6 市は、市が申請、取得及び維持すべき許認可又は市が行うべき届出の遅延に起因して事業者が生じた合理的な範囲の増加費用又は損害を負担する。ただし、事業者が第4項に定める協力義務に違反した場合など事業者の責めに帰すべき事由に基づく遅延の場合は、事業者の負担とする。

(第三者の使用)

第11条 事業者は、本件業務の一部の遂行を、本契約及び法令に違反しない範囲において、第三者に委託し又は請け負わせることができる。事業者は、長期業務計画書（第20条にて定義する。）提出時において本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる予定がある場合には、あらかじめ長期業務計画書にその旨を明記する。

- 2 事業者は、本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合には、当該第三者との間で取り交わす業務委託又は請負に関する契約（以下「第三者委託契約」という。）の締結予定日の14日前までに、市に対して、第三者委託契約の契約書案その他これに付随し、又は関連する契約及び文書全ての写し（以下「第三者委託契約書案等」という。）を提出して、市の承諾を得なければならない。第三者委託契約書案等の提出から第三者委託契約の締結までの間に、契約内容に重要な変更があった場合には、事業者は速やかに市に対し変更内容を通知する。市は、承諾を拒む合理的理由がない限り、提出を受けた日（契約内容の変更に関する通知があった場合には、かかる通知を受けた日）から7日以内に承諾を与えなければならない。市が承諾を与えた後に、契約内容の変更に関する通知があった場合には、事業者は変更内容についてあらためて市から承諾を得なければならない。

- 3 事業者は、第三者委託契約が締結された場合には、市に対して、締結済みの第三者委託契約書その他これに付随し、又は関連する契約及び文書等をそれぞれ提出しなくてはならない。

- 4 事業者は、第2項に基づく市の承諾を得た後に本件業務の一部の遂行を委託し又は請け負わせる第三者を変更する場合には、市に対して、当該変更後の第三者との間で取り交わす業務委託又は請負に関する契約（以下「変更後第三者委託契約」という。）の締結予定日の14日前までに、変更後第三者委託契約の契約書案その他これに付随し、又は関連する契約及び文書全ての写しを提出して、市の承諾を得なくてはならない。提出から契約締結までの間に、契約内容に重要な変更があった場合には、事業者は速やかに市に対し変更内容を通知する。市は、承諾を拒む合理的理由がない限り、提出を受けた日（契約内容の変更に関する通知があった場合には、かかる通知を受けた日）から7日以内に承諾を与えなければならない。市が承諾を与えた後に、契約内容の変更に関する通知があった場合には、事業者は変更内容についてあらためて市から承諾を得なければならない。

- 5 第2項又は第4項に従って市の承諾を得て業務の委託を受け、又は業務を請け負った第三者が、さらにその一部を別の第三者（以下「再々受託者」という。）に委託し又は請け負わせる場合、事業者は、事前に再々受託者の商号、住所その他市が求める事項を記載した文書並びに、市が要求する場合には、再々受託者との間で取り交わす業務委託又は請負に関する契約の契約書案及びこれに付随し、又は関連する契約及び書面全ての写しを市に提出し、市の承諾を得な

なければならない。市は、承諾を拒む合理的理由がない限り、通知を受けた日から7日以内に承諾を与えなければならない。再々受託者が、本件工事の一部をさらに別の第三者に委託し又は請け負わせる場合、及びそれ以降の委託、請負等についても、事業者は、本項に定めに従って市の承諾を得なければならない。

- 6 事業者が本件業務の遂行の一部を第三者に対して委託し又は請け負わせる場合には、当該第三者、当該第三者からさらに委託又は請負等を受けた別の第三者、及びそれ以降の再々委託、再々請負等を受けた第三者ら（以下、あわせて「請負人等」という。）の業務はすべて事業者の責任において行い、当該委託又は請負等につき第2項、第4項又は第5項に基づく市の承諾が与えられている場合であっても、請負人等のいずれかの責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が請負人等と連帯してその責任を負う。
- 7 請負人等の故意又は過失による本契約の重大な不履行が発生した場合、市は、当該不履行の発生の原因となった請負人等の変更を、事業者に求めることができる。新たな請負人等の市による承諾については、第6項の手続に従う。また事業者が3ヶ月以内に市の要求する請負人等の変更に応じない場合は、市は本契約を解除することができる。解除の手続きは第31条乃至第33条に従う。

（近隣住民対策）

- 第12条 事業者は、自己の責任と費用負担において、本件業務の遂行に関して紛争を防止するために合理的に要求される近隣住民対策（以下、「近隣住民対策」という。）を行う。ただし、本契約に別段の定めがある場合を除き、本件事業を実施すること自体に付随して要求される近隣住民対策（事業者が善良なる管理者の注意義務又はそれを超える注意義務が本契約、募集要項等若しくは事業者提案に規定されている場合は当該注意義務を尽くしても通常避けることのできないものを含む。）については、市がその責任を負う。
- 2 市は、事業者からの要求があった場合には、事業者が実施する近隣住民対策に合理的な協力を行う。
- 3 事業者は、本件事業又は本件業務の遂行に関して近隣住民から要望又は苦情が出された場合には、遅滞なくこれを市に報告する。また事業者は、近隣住民対策として調査、検討、対策の実施又は住民への回答を行う場合には、その都度、市に対して、事前にその内容を、事後にその結果を、それぞれ報告する。

（市及び関係者等との調整）

- 第13条 事業者は、本件業務を遂行するにあたり、事業者の責任及び費用負担において、市及び給食センター関係者との協力関係を維持し、必要に応じ、これらと必要な協議を行う。市は、市と給食センター関係者との委託等の契約において、給食センター関係者の義務として事業者との協力関係を維持し、必要な協議に誠実に応じる義務を負担させるものとする。事業者が、協議において合理的な努力を尽くしたにもかかわらず、給食センター関係者が、業務の調整に協力しない場合、事業者はこれを直ちに市に通知する。市は、かかる通知を受けた場合、市と当該給食センター関係者との間で締結した契約に基づき、市が適切と考える権利（損害賠償請求、解除権の行使を含むがこれに限られない。）を適時に行使するとともに給食センター関係者

と事業者との関係を調整するものとする。

- 2 事業者が前項に基づく協議を行うにあたって、市は必要な協力を行う。

(緊急時の対応)

- 第14条 事業者は、本件業務期間中、本件業務に関連して事故その他緊急の対応が必要となる事態が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、市に報告する。また、事業者が、本件業務の遂行に際し第三者に損害を及ぼした場合、本件業務の全部又は一部を本契約に従って遂行できなくなった場合並びにこれらの事態が発生するおそれがあると合理的に認められる場合には、その内容の詳細及び対応方針を記載した書面をもって直ちに市に報告する。
- 2 市は、前項により事業者から報告を受けた場合には、直ちに調査を行い、前項の損害又は損失の状況を確認し、その調査結果を事業者に対して通知する。
 - 3 市の責めに帰すべき事由に基づく場合又は本契約で別途市が負担する旨定める場合を除き、第1項の業務の実施によるサービス対価の増額は行わない。なお、不可抗力に基づく場合の増加費用及び損害の最終的な負担については、別紙8の通りとする。
 - 4 配膳室における、市が実施すべき維持管理に関連した事故その他緊急の対応が必要となる事態が発生した場合、並びにこれらの事態が発生するおそれがあると合理的に認められる場合には、事業者は直ちに必要な措置を講じるとともに、市に報告する。なお、この場合に、事業業者に発生した費用又は損害は、合理的な範囲で市が負担する。

第2章 準備業務

(業務の引継ぎ)

- 第15条 事業者は、準備期間において、要求水準書に従い、前期事業者から業務の引継ぎを受けるほか、維持管理・運営業務の開始までに行うべき事項として市が合理的に要求する業務を実施するものとする。
- 2 市は、事業者が前項の引継等業務を円滑に実施できるよう、前期事業者に対して必要な指示等を行うものとする。

(準備業務)

- 第16条 事業者は、準備期間中に、維持管理・運営業務の遂行に必要な研修及び訓練を業務従事者に対し実施し、本契約、募集要項等、事業者提案及び本件日程表に従って維持管理・運営業務を遂行することが可能な業務体制を整えることを目的として、準備業務を行う。準備業務には前条に定める引継ぎ業務を含む。
- 2 事業者は、準備業務が完了した場合、速やかに市に通知し、市の確認を受けなければならない。
 - 3 市は、前項の各通知を受領した後速やかに、当該業務体制の確認を行う。
 - 4 市による前項の確認の結果、維持管理・運営業務の業務体制が、本契約、募集要項等、事業者提案の内容を満たしていないと判断された場合には、市はその旨を事業者に通知する。かかる通知を受けた場合、事業者は、直ちに業務体制を修正した上で、再度、市の確認を受けなければならない。

ればならない。

- 5 前項の修正により追加費用が生じた場合には、事業者がこれを負担する。

(準備業務のモニタリング)

- 第17条 市は、準備業務が本契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、別紙5に従って、準備業務の遂行状況についてモニタリングを行う。
- 2 事業者は、市から準備業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合には、5日以内に、市に対して説明及び報告を行わなければならない。
- 3 市は、事業者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、事業者の費用で、準備業務の遂行状況について調査又は検査を行うよう事業者に求め、若しくは自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。
- 4 事業者は、第3項に定めるモニタリングの実施にあたり、市に対して自ら最大限協力し、また請負人等をして協力させる。
- 5 モニタリングの結果、事業者による準備業務の遂行が本契約に違反し、又は逸脱していると市が判断した場合には、市は、別紙5に従って、準備業務について事業者に対し是正勧告を行うものとし、事業者はこの勧告に従わなければならない。
- 6 前項の場合、市は、別紙6に従って、サービス対価を減額し、又はその支払いを留保する。
- 7 モニタリングの実施にかかる費用については、本契約において別段の定めがある場合を除き、各自が負担する。

第3章 維持管理・運営業務

(維持管理・運営業務)

- 第18条 事業者は、本契約、募集要項等、事業者提案、第20条で定める長期業務計画書、第21条で定める年次業務計画書及び本件日程表に従って維持管理・運営業務を遂行する。
- 2 維持管理業務には、市が要求水準書で指定する調理設備・什器備品等の更新及び本件施設の修繕が含まれるものとし、事業者はこれらを行うものとする。
- 3 事業者は、維持管理・運営業務を維持管理・運営業務開始予定日から直ちに開始することができないと見込まれる場合には、当該事情が判明し次第、直ちにその旨及びその理由を市に報告するとともに、その後5日以内に、当該遅延に対する対応計画（速やかな業務の開始に向けての対策及び新たな日程の見通しを含む。）を書面にて市に提出しなければならない。事業者は、維持管理・運営業務の開始が本件日程表記載の開始予定日より遅延した場合、市は、市に生じた損害の賠償を事業者に対し請求することができる。

(業務従事者名簿の提出等)

- 第19条 事業者は、維持管理・運営業務開始の2ヶ月前までに、維持管理・運営業務に従事するもの（以下、あわせて「業務従事者」という。）の名簿を市に提出する。
- 2 市は、業務従事者名簿に記載された責任者等の中にその業務を行うのに不相当と認められる者がいると認めたときは、その事由を明記して、事業者に対してその交代を求めることができ、

事業者はこれに従わなければならない。

- 3 事業者は、業務期間中に業務従事者に変更又は異動がある場合、責任者等については変更・異動の7日前までに、その他の者については変更・異動後速やかに新たな業務従事者の氏名及び連絡先を市に届け出る。

(長期業務計画書)

第20条 事業者は、維持管理・運営業務開始の2ヶ月前までに長期業務計画書を、市が別途定める様式により作成し、市に提出する。

- 2 市は、前項に従って提出された長期業務計画書が、本契約、募集要項等及び事業者提案の内容に従っている場合には、これを承諾し、そのいずれかに抵触すると認められる場合には、事業者に修正を求めることができる。市から修正を求められた事業者は、当該箇所を修正した上、速やかに修正後の長期業務計画書を市に提出しなければならない。
- 3 長期業務計画書は、市が前項の承諾を行った後においては、市と事業者が合意したときに限りその内容を変更することができる。

(年次業務計画書)

第21条 事業者は、当該事業年度の初日の2ヶ月前までに年次業務計画書を、市が別途定める様式により作成し、市に提出する。

- 2 市は、前項に従って提出された年次業務計画書が、本契約、募集要項等、事業者提案、長期業務計画書の内容に従っている場合には、これを承諾し、そのいずれかに抵触すると認められる場合には、事業者に修正を求めることができる。市から修正を求められた事業者は、当該箇所を修正した上、速やかに修正後の年次業務計画書を市に提出しなければならない。
- 3 年次業務計画書は、市が前項の承諾を行った後においては、市と事業者が合意したときに限りその内容を変更することができる。

(業務報告書)

第22条 事業者は、維持管理・運営期間中、市と事業者が別途協議により定める様式、時期及び方法に従い、業務報告書を作成する。

- 2 事業者は、月報については業務を行った翌月10日までに、四半期業務報告書については当該四半期の最終月の翌月10日までに、市に提出する。日報については業務を行った翌日に、市に提出する。
- 3 市は、業務報告書のそれぞれの内容について、事業者に説明を求めることができる。

(長期業務計画書、年次業務計画書に記載のない修繕)

第23条 事業者は、本件施設等について不具合が生じ、これによって業務の遂行に支障がある恐れがある場合、市に通知し、市と対応を協議しなければならない。

- 2 事業者は、前項の協議に基づいて本件施設の修繕その他必要な対応を行うものとする。この場合の費用は、事業者の更新・修繕業務の範囲に属するものは事業者の負担とし、それ以外のものは市の負担とする。不可抗力又は法令変更によって本件施設等の修繕を行った場合の追加

費用の負担については、別紙8に従う。

- 3 事業者が第2項により本件施設等の修繕を行った場合には、事業者は、必要に応じて当該修繕を竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を市に対して提出しなければならない。
- 4 事業者は、配膳業務の遂行に損害を生じる恐れがある配膳室の損傷等が発生した場合、ただちに市に対してその内容その他必要な事項を通知し、市に対応を請求しなければならない。
- 5 事業者が、前項の通知を行ったにも関わらず、市が対応を行わなかったため、事業者の行う配膳業務の遂行のために事業者に追加費用又は損害が生じた場合、市はその追加費用又は損害を合理的な範囲で負担する。
- 6 事業者は、第4項の損害を認識していたにも関わらず、市に必要な対応を請求しなかったため、事業者の行う配膳業務の遂行のために事業者に追加費用又は損害が生じた場合、事業者はその追加費用又は損害を負担する。

(維持管理・運営業務のモニタリング)

- 第24条 市は、維持管理・運営業務が本契約に従って適正に遂行されていることを確認するため、別紙5に従って、維持管理・運営業務の遂行状況についてモニタリングを行う。
- 2 事業者は、モニタリング計画書を市と事業者が協議により別途定める様式により作成し、維持管理・運営業務開始の2ヶ月前までに市に提出する。
 - 3 事業者は、市から維持管理・運営業務の遂行状況について説明及び報告を求められた場合には、5日以内に、市に対して説明及び報告を行わなければならない。
 - 4 市は、事業者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、事業者の費用で、維持管理・運営業務の遂行状況について調査又は検査を行うよう事業者に求め、若しくは自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。
 - 5 事業者は、第3項に定めるモニタリングの実施にあたり、市に対して自ら最大限協力し、また請負人等をして協力させる。
 - 6 モニタリングの結果、事業者による維持管理・運営業務の遂行が本契約に違反し、又は逸脱していると市が判断した場合には、市は、別紙5に従って、維持管理・運営業務について事業者に対し是正勧告を行うものとし、事業者はこの勧告に従わなければならない。
 - 7 前項の場合、市は、別紙6に従って、サービス対価を減額し、又はその支払いを留保する。
 - 8 モニタリングの実施にかかる費用については、本契約において別段の定めがある場合を除き、各自が負担する。

(異物混入・食中毒、アレルギー対応等)

- 第25条 事業者は、募集要項等に規定された事項、法令及び保健所等これを所管する所轄官公庁（以下「官公庁等」という。）の指導、基準等を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって維持管理・運営業務を実施し、衛生的かつ安全な給食を提供しなければならない。
- 2 配送校等において異物混入、食中毒その他事業者の提供した給食の喫食に起因し又は喫食に影響を及ぼす重大な事故等（以下「食中毒等」という。）が発生した場合、事業者は自己の責任と費用負担により、直ちに原因究明の調査を行い、その結果について市に報告するものとする。

- 3 配送校等において食中毒等が発生した場合であって、官公庁等によって原因究明等の調査等が行われる場合には、事業者は、自己の責任と費用負担により、当該調査等に最大限協力するものとする。
- 4 給食センターからの提供食による食中毒等が原因で第三者に損害を与え、その事由のいかんを問わず当該第三者に対する関係で市又は事業者が法令に基づき損害賠償義務を負う場合には、当該損害については全て事業者がこれを賠償するものとし、市が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、事業者は市の帰責事由の存否を問わず市の請求によりこれを補償しなければならない。
- 5 事業者は前項の損害賠償義務に対応できるよう第50条に基づき必要な保険を自ら付保し、又は請負人等の第三者をして付保せしめなければならない。なお、直接搬入品による食中毒、児童生徒の配膳による食中毒は、事業者の補償対象外とする。
- 6 食中毒等が原因で第三者に損害が生じた場合における、維持管理・運営業務の全部又は一部の遂行ができない期間のサービス対価のうち当該遂行できない業務（以下本項において「遂行不能業務」という。）に対応する金額の支払及び損害賠償（前項により市が事業者に対して求償できるものを除く。）は、以下のとおりとする。
 - （1）市の責めに帰すべき事由による場合、遂行不能業務に対応する金額については、遂行不能業務の遂行ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、事業者の市に対する合理的な範囲の損害賠償を妨げない。
 - （2）市又は事業者の責めに帰すことのできない事由による場合、及び事業者が原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、その結果に関し市の承諾を得た場合、遂行不能業務に対応する金額については、遂行不能業務の遂行ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、市又は事業者による損害賠償はないものとする。市は合理的な理由がある場合を除き、当該承諾を拒否しないものとする。
 - （3）第2号に定める以外の場合、別紙6の「2. 維持管理・運営業務」の定めに従ってサービス対価の減額を行い、かつ市の事業者に対する損害賠償を妨げない。
- 7 前項の場合で、第26条及び別紙4に定めるサービス対価の請求書を市が事業者から受領するときまでに、市又は事業者のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき又は原因不明の結果に関して市の承諾が得られないときは、市は、事業者に対し、事業者の請求に基づきサービス対価のうち遂行不能業務に対応する金額について、遂行不能業務の遂行ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとする。かかる支払いの後、食中毒等が前項第3号に定める場合であることが判明したときは、事業者は支払いを受けたサービス対価のうち遂行不能業務に対応する部分の金額及び別紙6の定めに従い減額又は支払留保されるべきであった金額を、市に速やかに返還するものとする。
- 8 維持管理・運営業務の委託を受け、又はこれを請け負う請負人等が、その故意又は過失により食中毒等が発生させ、死者、重症者又は多数の軽症者が発生した場合、若しくは当該請負人等が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で、当該他の学校給食施設において同様の事態を生じた場合、市は、第11条第7項の手続に従い、食中毒等の発生の原因となった請負人等の変更を、事業者に求めることができる。

- 9 事業者は市が調達した食材を善良な管理者の注意をもって保管し、調理の用に供さなければならない。事業者の責に帰する事由により食材が毀損し、これにより市が損害を被った場合（追加の調達を行った場合を含むがこれに限られない）、事業者は当該損害を賠償するものとする。

第4章 事業者の収入

（サービス対価）

第26条 市は、本件業務すべての本契約に基づく遂行の対価として、別紙4に定める金額のサービス対価を、同別紙に定める方法及び条件に従って、事業者に対し支払う。

2 サービス対価の総額及び内訳は、別紙4に示すとおりとする。

3 市は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、事業者に対してサービス対価以外の金員を支払うことはない。

4 別紙4に定めるサービス対価の各支払予定日までに、本件業務のうち当該支払いに対応する部分が完了していない場合、市は、当該未完了の業務が履行されるまでは当該支払いをすることを要しない。市は、未完了の業務に対応するサービス対価の支払がなされた場合は、当該支払についての市の故意又は過失の有無を問わず、いつでも事業者に対しその全額の返還を求めることができる。

5 サービス対価の額は、別紙4に定める方法に従って、決定及び改定されるものとする。

（既払いサービス対価の返還）

第27条 事業者が提出した業務報告書のいずれかに虚偽の記載があることが判明した場合には、事業者は、市に対して、当該虚偽記載がなければ市が別紙6に従って減額し得たサービス対価を返還しなければならない。この場合において、事業者は、さらに、市がサービス対価を支払った日から返還がなされた日までの日数に応じ、減額し得たサービス対価相当額について「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）」第37条第1項に規定する財務大臣が定める率の割合で計算した利息を市に支払わなければならない。なお、これにより市による別途の損害賠償の請求が妨げられるものではない。

第5章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約の終了

（契約期間）

第28条 本契約は、契約締結日から効力が生じ、本契約の定めに従い解除又は延長されない限り、令和14年3月31日をもって終了する。

2 市は、事業者に対し前項の契約期間の満了前に期間の延長について協議を申し入れることができ、かかる申入れがあった場合、事業者は誠実に対応するものとする。

（本件業務の終了手続）

第29条 事業者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、市に対し、維

持管理又は運営のために必要なマニュアル、申し送り事項、その他必要な資料を事業者の費用負担により提供する。また、事業者は市又は市の指定する第三者への業務引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。

- 2 市は、前項に基づき提供を受けた資料を、本件業務の引継ぎに必要な範囲で無償にて自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条について同じ。）し、又は第三者に使用させる権利を有し、事業者は、市によるかかる資料の自由な使用が、第三者の有する著作権及び著作権者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置をとる。
- 3 事業者は、第1項に基づき市に提供する資料及び前項に基づく使用が、第三者の有する著作権又は著作権者人格権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は自己の責任及び費用負担において必要な措置を講ずる。

（維持管理・運營業務終了に伴う検査）

第30条 維持管理・運營業務の終了に際し、事業者は、その終了事由の如何にかかわらず、当該維持管理・運營業務の対象となっていた施設（配膳室を含む）の状態について業務終了に先立って市の検査及び確認を受けなければならない。市は、事業者からの求めに応じて、速やかに検査の結果を通知する。

- 2 市は、前項の検査の結果、損傷又は汚損等が見られたときは、当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めて修補を行うよう事業者に対して請求することができる。事業者は、当該請求を受けた場合、自己の責任及び費用負担において市の定めた期間内に当該箇所を修補し、市の再検査を受けなければならない。ただし、市が承諾する場合には、修補に代えて修補に要する費用を市に支払えば足りるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該損傷又は汚損等が市の指示に従ったことによる等、市の責めに帰すべき事由による場合（事業者がその指示が不適當であることを知りながら市に異議を述べなかった場合は除く。）は、修補にかかる事業者の合理的な増加費用は市が負担する。
- 4 第2項にかかわらず、当該損傷又は汚損等が不可抗力によると客観的に認められる場合は、修補にかかる費用の負担は別紙8に従う。但し、経年劣化による汚損等による場合の修補にかかる費用は合理的な範囲で市が負担する。
- 5 市は、終了した業務に対応するサービス対価及びこれに係る消費税相当額の最終回の支払いを、第1項及び第2項に定める検査により修補の必要がない、又は修補が完了していることが確認され、若しくは事業者による修補費用の支払いが確認された後に行うものとする。

第2節 契約解除

（事業者の債務不履行等による契約の解除）

第31条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者に対して別段の通知をすることなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）事業者が本件業務に着手すべき期日を過ぎてもこれに着手せず、相当の期間を定めて催告しても当該遅延について事業者から市に合理的な説明がない場合
- （2）事業者による本件業務の遂行が、募集要項等及び事業者提案に規定する条件に合致せず、

かつ、市による是正勧告後、定められた期間を経ても改善が見られない場合

- (3) 事業者が、本件業務の全部又は一部の遂行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続した場合
- (4) 事業者が、自ら破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の申立てを行った場合又は第三者（取締役を含む。）によってその申立てがなされた場合において、これにより事業者が以後、本契約に基づく債務の履行が不可能又は著しく困難であると認められるとき
- (5) 事業者が業務報告書に著しい虚偽記載を行い、又は軽微でない虚偽記載を複数回行った場合
- (6) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められる場合
- (7) その他事業者が市の信用を失墜せしめるなど、社会規範に反する行為を行った場合

（モニタリングによる契約の解除）

第32条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者に対して別段の通知をすることなく直ちに本契約を解除することができる。ただし、本条の定めは、前条に基づく本契約の解除を妨げるものではない。

- (1) 別紙6に定める減額ポイントが、維持管理・運営業務に関し、連続する2四半期の合計で60以上になった場合
- (2) 別紙6に定める減額ポイントが、維持管理・運営業務に関し、1事業年度の合計で80以上になった場合
- (3) 維持管理・運営業務に関連して重大な食中毒等が発生し、死者、重症者又は多数の軽症者が出た場合、若しくは事業者又は請負人等が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で、当該他の学校給食施設において同様の事態を生じた場合。ただし、事業者がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合、若しくは第25条8項の定めにしたがって請負人等の変更が行われ、新たな請負人等について市が承諾した場合においては、この限りでない。

（解除の効力等）

第33条 準備期間に第31条により本契約の全部又は一部が解除された場合、事業者は、解除された業務に対応する別紙4のサービス対価A相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の10に相当する違約金を、市の指定する期間内に市に対して支払わなければならない。準備業務については、解除された場合、既履行部分も含めて遡及的に権利義務が消滅するものとし、市は既履行部分の準備業務に関する対価を一切支払わないものとする。

- 2 維持管理・運営期間に第31条又は第32条のいずれかにより本契約の全部又は一部が解除された場合、事業者は、解除された時点で継続している業務に対応する別紙4のサービス対価のうち当該解除が生じた事業年度のサービス対価B合計額の1年間分相当額と当該額に係る消

費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の20に相当する違約金を、市の指定する期間内に市に対して支払わなければならない。なおこの場合、維持管理・運營業務については、未履行部分に限り将来に向けて権利義務が消滅するものとし、市は、本件業務のうち履行済みの業務に相当するサービス対価の未払い額（調理備品保守管理・更新業務、事務備品保守管理・更新業務及び食器・食缶等保守管理・更新業務については、調理備品、事務備品及び食器・食缶等の解除時点の時価又は簿価から当該業務に関する既払いのサービス対価を控除した額のいずれか低い額を含む。）を、上記違約金と相殺することにより決済した上、その残額を解除前の支払いスケジュールに従って、又は一括払いにより支払う。

- 3 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は前項に基づき事業者に支払うべきサービス対価と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 4 第1項又は第2項の場合、市はすでに本契約に基づいて得た物品・資料等の所有権、著作権その他の権利の一切を保持するものとする。

（市の債務不履行）

第34条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合においても、市はすでに本契約に基づいて得た物品・資料等（什器備品等を含む）その他の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。

- (1) 市が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、事業者から催告を受けてから2ヶ月経過しても当該遅滞が治癒しない場合。
 - (2) 市の責めに帰すべき事由により、事業者の本件業務の遂行が不可能となった場合。
 - (3) 市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の重要な義務（金銭債務を除く。）の履行を怠り、事業者から催告を受けてから30日を経過しても当該不履行が治癒しないとき。
- 2 第1項によって解除がなされた場合で、準備業務及び維持管理・運營業務の一部がすでに適正に遂行されている場合、市は、事業者に対し、当該遂行済み業務に相当する別紙4のサービス対価A及びBの未払い額（調理備品の保守管理業務、食器・食缶等の保守管理業務及び更新・修繕業務については、調理備品、食器・食缶、建築物・建築設備及び調理設備等の解除時点の時価又は簿価から当該業務に関する既払いのサービス対価を控除した額のいずれか低い額を含む。）を解除前の支払いスケジュールに従った方法により支払う。
- 3 市が本契約に基づいて支払うべきサービス対価その他の金銭債務の履行を遅延した場合には、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」第8条に基づく利率の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払う。
 - 4 第1項によって契約が解除された場合には、市は、事業者に対して、本契約解除に起因して事業者が被った合理的な範囲の損害を賠償する。

（市による任意の解除）

第35条 市は、事業者の帰責事由の有無にかかわらず、180日以上前に通知を行うことにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。市はすでに本契約に基づいて得た物品・

資料（什器備品等を含む）その他の所有権、著作権その他の権利の一切を保持する。

- 2 前項の場合、本契約が解除された日までに事業者が実施した準備業務及び維持管理・運営業務に相当するサービス対価A及びBのうち未払い額（調理備品保守管理・更新業務、事務備品保守管理・更新業務及び食器・食缶等保守管理・更新業務については、調理備品及び食器・食缶等の解除時点の時価又は簿価から当該業務に関する既払いのサービス対価を控除した額のいずれか低い額を含む。）を一括により事業者に対し支払う。
- 3 第1項によって契約が解除された場合には、市は、事業者に対して、本契約解除により事業者が被った合理的な範囲の損害を賠償する。

第6章 法令変更

（通知、協議及び損害の負担）

- 第36条 事業者は、本契約の締結日後に法令変更があり、本契約に従って本件業務の全部又は一部の遂行をすることが不能となった場合には、その内容及び理由の詳細を記載した書面をもって直ちに市に対して通知し、市は事業者と対応方法、本件業務の変更内容及び追加費用並びに損害の見通しとその負担につき協議しなければならない。法令変更の公布日から60日以内に、市と事業者との間で合意が成立しない場合には、市が合理的にこれらを決定の上、事業者へに通知し、事業者はこれに従う。
- 2 事業者は、本契約に基づく本件業務の遂行の全部又は一部が法令に違反することとなった場合には、履行期日における当該業務の遂行が法令に違反する限りにおいて当該業務の遂行義務を免れるものとし、市は当該業務に対応するサービス対価の支払いを免れる。ただし、両当事者は、法令変更により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう相互に努力しなければならない。
 - 3 第1項の場合の追加費用及び損害の負担については、別紙8に従う。
 - 4 第1項の協議に基づき事業が継続される場合において、本件業務の内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務の範囲が増加又は減少したときは、市は当該増減に応じてサービス対価を増減する。

（法令変更による契約の終了）

- 第37条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、市が本契約の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第35条の定めに従う。ただし、追加費用及び損害の負担については、別紙8に従う。

第7章 不可抗力

（不可抗力への対応）

- 第38条 不可抗力により本契約に基づく事業者による本件業務の全部又は一部が履行不能と

なった場合には、事業者は、本件事業をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、本契約及び長期業務計画書に従った対応を行う。市又は事業者は、不可抗力により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう相互に努力しなければならない。

(通知、協議及び損害の負担)

第39条 事業者は、本契約の締結日後に不可抗力により、本契約に従って本件業務の全部又は一部が履行不能となった場合には、その内容及び理由の詳細を記載した書面をもって直ちに市に対して通知し、市は事業者と対応方法、業務の変更内容及び追加費用並びに損害の見通しとその負担につき協議しなければならない。不可抗力の生じた日から60日以内に、市と事業者との間で合意が成立しない場合には、市が合理的にこれらを決定の上、事業者に通知し、事業者はこれに従う。

2 市又は事業者は、本契約に基づく自己の義務の全部又は一部が履行不能となった場合には、以降の期日における当該義務の履行義務を免れるものとし、市は当該業務に対応したサービス対価の支払いを免れる。

3 第1項の場合の追加費用及び損害の負担は、別紙8に従う。

4 第1項の協議結果又は通知に基づき事業が継続される場合において、本件業務の内容の変更により、本契約に基づく事業者の業務の範囲にかかる費用が増加又は減少したときは、市は当該増減に応じてサービス対価を増減する。

(不可抗力による契約の終了)

第40条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、市が本契約の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、事業者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、第35条の定めに従う。ただし、追加費用及び損害の負担については、別紙8に従う。

第8章 その他

(協議)

第41条 市又は事業者は、本件業務期間中必要と認める場合には、適宜、本契約又は本件業務に関連する事項につき、相手方当事者に対して協議を求めることができる。

(市による債務の履行)

第42条 本契約の締結日後に、本契約の規定に従い市に新たな金銭債務の負担が生じた場合には、市は、必要な予算措置を講じるものとし、予算の定めるところにより当該債務を履行する。なお、本条の規定により、予算の定めに従うことを理由として市が当該債務の履行を怠り又は遅滞する場合には、市の債務不履行として、市は当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」第8条に基づく利率の割合で計算した額を事業者に対し遅延損害金として支払う。

(契約上の地位の譲渡、株式発行等の制限)

第43条 事業者は、本件業務期間中、市の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位又は本契約に基づく市に対する債権の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第44条 市及び事業者は、互いに本件業務に関して知り得た相手方当事者の秘密（以下本条において「秘密事項」という。）を、相手方当事者の事前の書面による承諾なく、自己の役員、従業員、代理人、コンサルタント、請負人等、又は本件業務に関し事業者に融資する金融機関若しくはその代理人（以下、あわせて「開示対象者」という。）以外の第三者に漏らし、又は本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、①秘密事項がすでに公知であった場合又は当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった場合、②司法機関、行政機関、その他これに準ずる公的機関・団体により法令に基づき秘密事項の開示を要求又は命令された場合、及び③秘密事項を正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得した場合は、この限りではない。

2 事業者は、開示対象者に対し秘密事項を開示する場合には、自己の責任で自己が負う義務と同等以上の秘密保持義務を当該開示対象者に課し、当該開示対象者が秘密保持義務に違反した場合、連帯して責任を負う。

3 事業者は、この契約による業務を行うための個人情報の取扱は、個人情報保護法、愛西市個人情報保護条例及び別紙9「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(知的所有権)

第45条 事業者は、本契約に定める債務の履行において、特許権等の知的所有権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用し、又は第三者をして使用させるときは、その使用に関する一切の責任を負う。ただし、当該技術、資料等を使用すること又は第三者をして使用させることを市が指定し、かつ事業者が当該知的所有権に関する権利処理の不備等につき故意・重過失のない場合はこの限りではない。

(著作権等の侵害の防止)

第46条 事業者は、本件業務に関して作成又は調達設置する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権その他の権利を侵害するものではないことを市に対して保証する。ただし、かかる権利侵害が市の指示に事業者が従った結果生じたものであって、かつ事業者が当該権利侵害につき故意・重過失のない場合はこの限りではない。

2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は自己の責任及び費用負担において必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じる。ただし、かかる権利侵害が市の指示に事業者が従った結果生じたものであって、かつ事業者が当該権利侵害につき故意・重過失のない場合はこの限りではない。

- 3 第三者の有する著作権その他の権利の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、市に対し、かかる損害及び費用（弁護士費用を含む。）の全額を補償する。ただし、かかる権利侵害が市の指示に従った結果生じたものであって、かつ事業者が当該権利侵害につき故意・重過失のない場合はこの限りではない。

（書類等の著作権）

第47条 市は、本件業務に関して本契約に基づき事業者により作成される一切の書類（以下「本件業務書類」という。）について、市の裁量により無償で自由に使用（複製、頒布、展示、改変、及び翻案を含む。以下本条において同じ。）する権利を有するものとし、その使用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

- 2 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- （1）本件業務書類にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。
- （2）本件業務書類又は本件業務の具体的な内容等を公表すること（ただし、すでに公表された事項についてはこの限りではない）。
- （3）本件業務書類の複製、頒布、展示、改変、及び翻案をすること。
- （4）本件施設に事業者又は著作権者の実名又は変名を表示すること、その他事業者又は著作権者を特定できる表示をすること。

（資料等の取扱い）

第48条 市は、事業者に対し、事業者による本件業務の遂行に必要な市の有する資料等の開示、貸与等の提供を無償にて行う。

- 2 事業者は、市から提供された本件業務に関する資料等を本件業務の遂行又は本契約に基づく債務の履行以外の用途に使用してはならない。
- 3 事業者は、市から提供された資料等を、本件業務を遂行し又は本契約に基づく債務を履行する上で必要な範囲において、複製又は改変できる。
- 4 市から提供を受けた資料等（複製物及び改変物を含む。）が本件業務を遂行し又は本契約に基づく債務を履行する上で不要となった場合又は市から求められた場合には、事業者は、遅滞なくこれらを市に返還又は市の指示に従った処置を行う。

（事業者の解散）

第49条 事業者は、本契約に基づく債務を全て履行した後でなければ、本件業務期間の終了後も解散することはできない。ただし、市が事前に承諾した場合においては、この限りではない。

（付保すべき保険）

第50条 事業者は、本件業務の開始までに、別紙7に定める内容の保険を自ら付保し、又は請負人等の第三者をして付保せしめ、当該保険に係る保険証券の写しを市に提出する。事業者は、当該保険を同別紙に定める付保する期間中失効させてはならず、事業者の責任において必要に応じて更新し、更新の都度、保険証券の写しを市に提出する。なお、事業者が保険に質権等の

私権の設定を行う場合には、事前に市に対してその旨を通知し、承諾を得なければならない。
市は、融資者の要求に基づく事業者の保険に対する担保設定があった場合については合理的な理由なく承諾を拒否しないものとする。

(融資者との協議)

第51条 市は、必要に応じて、本件業務に関して、融資者がある場合は、融資者との間において、市による本契約に基づく事業者への損害賠償又は本契約解除の際の、市から融資者への事前通知、協議等に関する事項につき、融資者からの求めに応じて協議し、定めることができる。

(請求、通知等の様式その他)

第52条 本契約に定める請求、通知等は、書面をもって行われなければならない。

2 本契約の履行に関して、市及び事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定める。

3 本契約上の期間の定めは、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に規定するところによる。

(準拠法)

第53条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第54条 本契約に関する紛争は、第一審について名古屋地方裁判所を専属管轄裁判所とし、市及び事業者は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第55条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、市及び事業者が信義誠実の原則に従い協議の上、これを定める。

別 紙

別紙 1	用語の定義
別紙 2	本件業務の概要
別紙 3	本件日程表
別紙 4	サービス対価の算定、支払い方法、改定
別紙 5	準備業務及び維持管理・運営業務のモニタリング
別紙 6	サービス対価の減額
別紙 7	付保すべき保険
別紙 8	不可抗力・法令変更による追加費用又は損害の負担
別紙 9	個人情報取扱特記事項

別紙1 用語の定義 (第1条 関係)

本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

1. 「維持管理・運営期間」とは、本契約に基づき事業者が維持管理・運営業務を行う期間であり、令和9年4月1日から、令和14年3月31日までの期間をいう。但し、本契約に基づき変更された場合は、当該変更された期間をいう。
2. 「維持管理・運営業務」とは、維持管理業務及び運営業務を総称して、又は個別にいう。
3. 「維持管理・運営業務報告書」とは、維持管理・運営業務の結果を記録するために作成される報告書を総称して、又は個別にいい、日報、月報、及び四半期業務報告書を含む。
4. 「維持管理業務」とは、別紙2、2記載の各業務をいい、その詳細は本契約、募集要項等及び事業者提案により定められたとおりの業務をいう。
5. 「運営業務」とは、別紙2、3記載の各業務をいい、その詳細は本契約、募集要項等及び事業者提案により定められたとおりの業務をいう。
6. 「準備期間」とは、令和●年●月●日から、維持管理・運営業務の開始日の前日である令和9年3月31日までの期間をいう。但し、本契約に基づき変更された場合は、当該変更された期間をいう。
7. 「準備業務」とは、別紙2、1記載の業務をいい、その詳細は本契約、募集要項等及び事業者提案により定められたとおりの業務をいう。
8. 「給食センター」とは、愛西市森川町村仲11番地1 所在の愛西市学校給食センターの事業用地及び本件施設をいう。
9. 「給食センター関係者」とは、市が給食を提供するにあたり関連する業務を市から直接請負うもので、事業者以外のものをいう。
10. 「教職員」とは、配送校の教員その他職員をいう。
11. 「業務従事者名簿」とは、統括責任者、調理責任者、アレルギー食対応責任者、食品衛生責任者、維持管理責任者、配送責任者、厨房機器点検責任者、乾燥設備作業主任者の履歴書及び資格を証する書類を総称して、又は個別にいう。
12. 「業務費用」とは、事業者が本件業務を遂行するについて合理的に必要となる費用をいう。
13. 「近隣住民」とは、本件施設の近隣に住む市民、近隣に通勤・通学する者、近隣の田の所有者のうち、本事業によって、その生活環境が影響を受けると合理的に認められる者をいう。
14. 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器などを新しい物に取り替えることをいう。
15. 「サービス対価」とは、事業者の本件業務の遂行の対価として、市が事業者に対して行う支払いのことをいう。
16. 「市」とは、愛西市をいう。
17. 「事業者」とは、●●[会社名]をいう。
18. 「事業者提案」とは、事業者が募集要項等の規定に従って市に対して提出した、本件業

務の遂行に関する提案をいう。

19. 「事業年度」とは、本件業務期間中の各暦年の４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終了する１年間をいう。
20. 「児童生徒」とは、配送校の児童生徒をいう。
21. 「什器備品等」とは、調理備品（ボール、温度計、計量カップ、秤、まな板等、調理業務に必要な備品）と事務備品（市職員用机・椅子、会議室机、椅子、電話、棚等、調理以外の目的で使用する建築に固定しない備品）及び食器・食缶等（食器・食缶等生徒児童が使用する備品）を総称したものをいう。
22. 「前期事業者」とは、「（仮称）愛西市学校給食センター整備・運営事業」における事業者であるＰＦＩ愛西市学校給食センター株式会社をいう。
23. 「調理設備」とは、調理釜、冷蔵庫等動力を用い、設備配管等の接続により建物に固定して調理業務に使用する機械設備、及び平面図等で提示可能な調理に必要な什器（作業台、移動台、戸棚、コンテナ等）をいう。
24. 「募集要項等」とは、本件事業の実施に関して市が作成し、公表又は配布した募集要項、要求水準書及びこれらに付随する公表資料及び配布資料、並びに市の質問回答書その他の関係公表資料及び配布資料の総称である。
25. 「配膳室」とは、配送校の配膳室及びその付帯施設、配膳室に設置する調理設備及び什器備品等を総称して、又は個別にいう。
26. 「配送校」とは、給食配送及び配膳業務の対象となっている、永和小学校、市江小学校、佐屋小学校、佐屋西小学校、立田南部小学校、立田北部小学校、永和中学校、佐屋中学校、立田中学校を総称して、又は個別にいう。
27. 「不可抗力」とは、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び事業者のいずれの責めにも帰することができない事由であり、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷その他自然的な現象、並びに騒乱、暴動及びテロ等第三者の行為のうち通常の見可能な範囲外のもの又は通常の見可能な範囲内であっても回避可能性がないもの（予見又は回避に関し募集要項等又は事業者提案で要求水準が定められている場合には、当該水準によっても予見又は回避し得ないものに限る。）などをいう。ただし、「法令変更」は含まれない。
28. 「法令」とは、本件事業に関連して適用のある法律、命令（政令・省令）、条例、規則、及びこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令、仲裁裁判、その他公的機関の定めるすべての規定、判断及び措置をいう。
29. 「法令変更」とは、法令の新設、改正及び廃止をいう。
30. 「本件業務」とは、事業者が本件事業に関して本契約に基づき遂行する業務のすべてを指していう。
31. 「本件業務期間」とは、本契約に基づき事業者が本件業務を行う期間であり、具体的には令和●年●月●日から令和１４年３月３１日又は期間途中で本契約の解除若しくは解約による終了又は延長された期間の終了までの期間をいう。
32. 「本件事業」とは、愛西市学校給食センター調理等業務包括委託をいう。
33. 「本件事業用地」とは、愛西市森川町村仲１１番地１ 所在の愛西市学校給食センター

の事業用地及び配送校における配膳室を総称して、又は個別にいう。

- 34. 「本件日程表」とは、別紙３に記載された日程表をいう。
- 35. 「本件施設」とは、給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構等を含むすべての施設をいう。
- 36. 「本件施設等」とは、本件施設及び駐車場を総称又は個別にいう。
- 37. 「本件各施設」とは、本件施設及び配膳室を総称又は個別にいう。
- 38. 「融資者」とは、本件業務に関連して、事業者に対し融資を行うものをいう。
- 39. 「要求水準書」とは、本件事業の実施に関して市が作成し、公表した愛西市学校給食センター調理等業務包括委託要求水準書及びこれらに付随する公表資料を総称して、又は個別にいう。

別紙 2 本件業務の概要 (第 3 条、別紙 1 関係)

本件業務の内容は、以下のとおりとする。

1. 準備業務

給食業務を遅滞なく開始するための引継ぎ等準備を行う。

2. 維持管理業務

ア 建築物・建築設備等の維持管理業務

- ・建築物の保守管理業務（建築物の点検、保守等を含む）
- ・建築設備の保守管理業務（建築設備の点検、運転・監視、保守、分解整備等を含む）
- ・植栽・外構維持管理業務
- ・清掃業務
- ・警備業務

イ 調理設備等の維持管理業務

- ・調理設備の保守管理業務（調理設備の点検、運転・監視、保守、分解整備等を含む）
- ・調理備品の保守管理業務（調理備品の点検、保守を含む）
- ・食器・食缶等の保守管理業務（食器・食缶等の点検、保守を含む）

ウ 更新・修繕業務

建築物・建築設備等及び調理設備等において、市が定めるものを更新・修繕する。なお、市の定める範囲は、要求水準書にて示す。

エ その他

- ・事務備品の保守管理業務（ただし、市職員用事務室内の事務備品については市が保守管理を行う。）
- ・更新・修繕計画立案業務

3. 運営業務

ア 調理等の運営業務

- ・検収補助業務
- ・調理業務
- ・洗浄業務
- ・日常清掃業務
- ・残滓処理業務（米飯・パン・麺及びデザート類の残滓についても残滓処理対象とする。）
- ・衛生管理業務

イ 給食配送・回収等の運営業務

- ・給食配送・回収業務（米飯・パン・麺及びデザート類の残滓についても回収対象とする。）
- ・配送車両調達・維持管理・更新業務

ウ 配膳の運営業務

- ・配送校における配膳業務

エ その他

- ・見学・試食会等の受入支援
- ・大規模災害時の協力
- ・食育関連事業の資料作成支援

4. 事業終了時の引継ぎ業務

本施設の引き渡し時における状態及び事業者が使用した各種マニュアル等を市または次期事業者へ引継ぎを行う。

別紙3 日程表 (第3条、第16条、第18条、別紙1 関係)

本件業務の日程は、以下のとおりとする。

事業内容		日程
事業契約締結		令和●年●月●日
事業期間		本契約締結の翌日～令和14年3月31日
	準備期間	本契約締結の翌日～令和9年3月31日
	維持管理期間	令和9年4月1日～令和14年3月31日
	運営期間	令和9年4月1日～令和14年3月31日

別紙4 サービス対価の算定、支払い方法、改定

(第25条、第26条、第30条、第33条、第34条、第35条、第36条、第39条、別紙8関係)

1. サービス対価の構成

サービス対価は、下表の項目により構成される。

表 サービス対価の構成

区分	内訳	構成される費用の内容
サービス対価A	準備業務費	準備業務費
サービス対価B	維持管理業務費	建築物・建築設備等の維持管理業務費 調理設備等の維持管理業務費 更新・修繕業務費
	運営業務費	調理等の運営業務費 給食配送・回収等の運営業務費 配膳の運営業務費
	光熱水費	光熱水費

2. 支払いの算定方法

(1) サービス対価A

市は、準備業務にかかる対価として、サービス対価A（●●円）を準備業務完了後、請求を受けた日から30日以内に一括で支払う。

(2) サービス対価B

市は、維持管理・運営業務にかかる対価として、サービス対価Bを、令和9年度から令和13年度まで年4回支払う。

サービス対価Bは、固定料金部分と調整料金部分からなる。

四半期のサービス対価Bの支払い金額

＝四半期の固定料金部分金額＋四半期の調整料金金額

四半期の調整料金金額

＝通常食調整料金の単価（クラス単位）×四半期の提供クラス数

＋アレルギー食調整料金の単価（1食単位）×四半期の提供アレルギー食数

①固定料金部分

市は、サービス対価Bの固定料金部分を、以下に基づく方式で算出した額を支払う。

支払回数	算定方法
第1回目から第20回目	令和9年度から令和13年度に支払うサービス対価Bの合計額の20分の1に相当する額

②調整料金部分

市は、サービス対価Bの調整料金部分を、(ウ)調整料金換算基準に基づく方式で算出した額を支払う。

③調整料金換算基準

a 調整料金の考え方

サービス対価Bの調整料金部分は、各回支払対象期間（4月から6月、7月から9月、10月から12月、1月から3月）における調整料金の算定基礎となる、提供クラス数の合計に事業者が提案する1クラス当たりの通常食調整料金の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額と、アレルギー食食数の合計に事業者が提案する1食当たりのアレルギー食調整料金の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額を加算した額とする。なお、事業者が提案する1クラス当たりの通常食調整料金、1食当たりのアレルギー食調整料金の単価は、小数点以下第二位までとする。

b 提供給食数等

a) クラス数のカウント方法の定義

クラス数のカウント方法は、普通学級数を1クラスとするが、教職員等及び特別支援学級については、これらをあわせて1クラスとカウントする。

見学者の試食用は、見学者があった場合には、その食数が20食以上の場合は、1クラスとカウントする。

配送校で試食があった場合は、その食数が20食以上の場合は、1クラスとカウントする。

b) 提供対象者数及び提供給食数の保証

市は、本件施設の維持管理・運営期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（事業者が給食を提供すべき児童生徒数と教職員数を合算した数）が2,300人以上2,800人以下もしくは85クラス以上95クラス以下とならない場合は、固定料金と調整料金の割合の見直し、サービス対価Bの見直しについて協議を行う。

c) 提供日数の見直し

市は、1年間の提供日数が192日以上200日以下とならない場合は、それを超える（もしくは下回る）日数については、以下の通りに見直しを行う。

表 提供日数の見直し方法

提供日数	見直し料金	見直し方法
200日を上回っ	上回った日数（年間提供日数－200	見直し料金を1

た場合	日) × 当該年度の固定料金 / 196	月～3月のサービス対価Bの支払いに加算
192日を下回った場合	下回った日数(192日－年間提供日数) × 当該年度の固定料金 / 196	見直し料金を1月～3月のサービス対価Bの支払いから減算

d) 提供給食数・クラス数の決定方法

児童生徒の転出入、教職員の異動、及び学校行事等の開催等の調整要因があるため、各月の前月の10日(ただし4月提供分については、給食開始日の3営業日前)までに、市から事業者はその月の予定給食数・クラス数の指示を行う。

予定給食数・クラス数の通知後も、引き続き、上記の調整要因に加え、学級閉鎖及び学校行事等の日程変更等により予定給食数・クラス数に変更がある場合には、提供日の2稼動日前(ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は市の休日を除く2日前)の正午までに、市から事業者には当該提供日に実施する給食数(以下「実施給食数・クラス数」という。)の指示を行う。

e) 変更給食数・クラス数

予定クラス数と実施クラス数の差(以下「変更クラス数」という。)がプラス5クラスを超える場合、事業者は5クラスを超える部分について応諾しないことができるものとする。

また、変更クラス数がマイナス5クラスを超える場合、予定クラス数から5クラスを減じた食数により調整料金を算定する。

ただし、提供日の2稼動日前よりも相当程度前までに、市から事業者には当該提供日の実施給食数の指示を行った場合の、変更クラス数の取扱い(カウントの方法)については、市と事業者で協議できるものとする。なお、予定給食数・クラス数においては、2,300食/日または80クラス/日未満の通知もありえる。

c) 調整料金の算定基礎となる食数

提供給食数・クラス数と調整料金の算定基礎となる食数の関係は、下表の通り。

表 調整料金の算定基礎となる食数

変更クラス数	提供クラス数	調整料金の算定基礎となる食数
プラス・マイナス5クラス以内	実施クラス数	同左
プラス5クラスを超える場合	予定クラス数+5クラス+事業者が応諾した食数	同左
マイナス5クラスを	実施クラス数	予定給食数－

超える場合		5クラス
-------	--	------

d その他

- ・配送校の変更が生じた場合は、サービス対価Bの見直しを行う。
- ・少人数クラス制度等により、95クラス以上の提供クラス数となった場合において、食缶費等の負担が新たに発生する場合は、合理的な範囲で市が負担する。

3. 支払い手続き

サービス対価Bにかかる事業者の請求書発行及び市の支払の各期限は下表のとおりとする。
なお、サービス対価Bについては、事業者は市から定期（四半期）のモニタリングの結果及びサービス対価減額の有無に関する通知を受けるまで、請求書を発行することができないものとする。

表 支払対象期間及び支払期限

支払期	支払対象期間	請求書発行期限	支払期限
第1四半期	4月1日から6月30日	7月31日	請求書受理後30日以内
第2四半期	7月1日から9月30日	10月31日	
第3四半期	10月1日から12月31日	1月31日	
第4四半期	1月1日から3月31日	4月30日	

4. サービス対価の改定及び変更

本件業務期間中の物価変動に対応して、サービス対価Bを改定する。

なお、サービス対価Bは、下記に示す基準変動率に基づき算定されていることから、当該基準変動率を踏まえた改定を行うものとする。

表 各費用における基準変動率

費用区分	基準変動率
建築物・建築設備等の維持管理業務費（警備業務除く）	1.75%
建築物・建築設備等の維持管理業務費（警備業務）	2.61%
調理設備等の維持管理業務費（調理設備の保守管理業務）	1.75%
調理設備等の維持管理業務費（調理備品、食器・食缶等の保守管理業務）	0.00%
更新・修繕業務費	0.00%
その他維持管理運営費	1.75%
調理等の運営業務費	2.85%
給食配送・回収等の運営業務費（配送車両調達・維持管理・更新業務除く）	2.85%
給食配送・回収等の運営業務費（配送車両調達業務）	0.00%
給食配送・回収等の運営業務費（配送車両維持管理・更新業務）	1.49%
配膳の運営業務費	2.85%

その他運營業務費	2.85%
光熱水費（電気代）	1.01%
光熱水費（上下水道料）	1.50%

令和 t 年度のサービス対価 B は、前回改定時の指標と令和(t-1)年度の指標とを比較した変動率が、基準変動率から 1.5%以上の変動があった場合、前回改定後の令和 t 年度のサービス対価 B に、前回改定時の指標と令和(t-1)年度の指標に基づいて設定した改定率（小数点以下第四位未満は切り捨てる。）を乗じて改定する。

支払い年度（t 年度）における改定後料金は、次の算式に基づくものとする。

$$\begin{aligned} & \cdot \mid \{ (Q_t / Q_0) - 1 \} - \text{基準変動率} (\%) \mid \geq 0.015 \text{ の場合、} \\ & \quad (\text{今回改定後の令和 t 年度のサービス対価 B}) \\ & = (\text{前回改定後の令和 t 年度のサービス対価 B}) \times \{ (Q_t / Q_0) - \text{基準変動率} (\%) \} \\ & \text{とする。} \end{aligned}$$

上記 Q_t / Q_0 の値につき、小数点第 4 位以下の端数は、切り捨てるものとする。

基準変動率（%）は、計算に際しては 100 で除し、少数として取り扱うものとする。

Q_t ：令和(t-1)年度の指標※

Q_0 ：前回改定時の指標※

令和(t-1)年度の指標※：令和(t-2)年 8 月から令和(t-1)年 7 月までの指標※の平均（小数点第 2 位以下の端数は切り捨て）

※指標は、以下のとおりとする。

- ・ 建築物・建築設備等の維持管理業務費（警備業務除く）
「企業向けサービス価格指数 建物サービス」（日本銀行調査統計局）
- ・ 建築物・建築設備等の維持管理業務費（警備業務）
「企業向けサービス価格指数 警備」（日本銀行調査統計局）
- ・ 調理設備等の維持管理業務費
「企業向けサービス価格指数 建物サービス」（日本銀行調査統計局）
- ・ 更新・修繕業務費
「企業向けサービス価格指数 建物サービス」（日本銀行調査統計局）
- ・ その他維持管理業務費
「企業向けサービス価格指数 建物サービス」（日本銀行調査統計局）
- ・ 調理等の運營業務費
「企業向けサービス価格指数 労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）
- ・ 給食配送・回収等の運營業務費（配送車両調達・維持管理・更新業務除く）
「企業向けサービス価格指数 労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）
- ・ 給食配送・回収等の運營業務費（配送車両調達業務）
「企業向けサービス価格指数 リース」（日本銀行調査統計局）

- ・給食配送・回収等の運營業務費（配送車両維持管理・更新業務）
「企業向けサービス価格指数 自動車整備」（日本銀行調査統計局）
- ・配膳の運營業務費
「企業向けサービス価格指数 労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）
- ・その他運營業務費
「企業向けサービス価格指数 労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）
- ・光熱水費（電気代）
「消費者物価指数 電気代（東海地方）」（総務省統計局）
- ・光熱水費（水道代）
「消費者物価指数 上下水道料（東海地方）」（総務省統計局）

※指標について基準年度の改定があった場合は、最新の基準年度の指標を用いる

※第1回目の改定は契約締結時の指標（令和6年8月から令和7年7月までの指標の平均（小数点第2位以下の端数は切り捨て））を Q_0 として算定する。

※第2回目以降の改定の基準変動率は、前回改定時の $(Q_t/Q_0) - 1$ を基準変動率として設定する。

5. サービス対価の支払額及びスケジュール

サービス対価の支払額は以下の通りとする。（提案により記入する。）

（1）サービス対価A

請求可能時期	サービス対価A	消費税及び地方消費税相当額	税込計

（2）サービス対価B

請求可能時期	固定部分	調整部分	消費税及び地方消費税相当額	税抜計	税込計
令和9年7月					
令和9年10月					
令和10年1月					
令和10年4月					
令和10年7月					
令和10年10月					
令和11年1月					
令和11年4月					
令和11年7月					
令和11年10月					

令和 12 年 1 月					
令和 12 年 4 月					
令和 12 年 7 月					
令和 12 年 10 月					
令和 13 年 1 月					
令和 13 年 4 月					
令和 13 年 7 月					
令和 13 年 10 月					
令和 14 年 1 月					
令和 14 年 4 月					
計					

調整費部分については、通常食提供クラス数の合計に事業者が提案する 1 クラス当たりの通常食調整料金の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額と、アレルギー食食数の合計に事業者が提案する 1 食当たりのアレルギー食調整料金の単価（消費税及び地方消費税を除く）を乗じた額を加算した額とする。

なお、事業者が提案する 1 クラス当たりの通常食調整料金は●●円（消費税及び地方消費税を除く）、アレルギー食調整料金の単価は●●円（消費税及び地方消費税を除く）とする。

1. モニタリングの種類

市の行うモニタリングの種類は、下表の通り、その頻度に応じて3種類とする。なお、業務現場への立ち入り検査に際しては、市は事前に通知等を行うことなく、検査ができるものとする。

表 モニタリングの種類

種 類	内 容 ・ 方 法
定期（月次）	月1回、事業者から提出された業務報告書（月報等）の記載内容が正確かつ適切であることを確認するほか、必要に応じて業務現場への立入検査や事業者の説明・報告等を求めることにより、施設等の状況及び当該月の業務実施状況を確認する。
定期（四半期）	四半期ごとに、事業者から提出された業務報告書（四半期総括書等）の内容が正確かつ適正であることを確認するほか、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、施設等の状況及び当該四半期の業務実施状況を確認する。
不定期	月次及び四半期のモニタリングとは別に、必要に応じて随時、業務報告書（日報等）の内容が正確かつ適正であることを確認するほか、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、施設等の状況及び業務実施状況を確認する。

市は、定期（月次）のモニタリングについては月報を受領してから14日以内、定期（四半期）のモニタリングについては四半期業務報告書を受領してから14日以内に行い、かつ結果を事業者へ書面で通知する。不定期のモニタリングについては、モニタリングの完了から14日以内に、市は事業者へ結果を書面で通知する。

2. モニタリングの結果の分類

（1）準備業務の不履行

準備業務についてのモニタリングの結果、事業者の本契約の不履行があると認められた場合、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行の原因が以下のいずれかの事由にある場合は是正勧告を行わない。

- ・ 予め市の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 市の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 教職員、児童生徒の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 第三者の事由によって、やむを得ず不履行となった場合（ただし、第三者の事由であ

ることの証明は事業者が行う。)

(2) 維持管理・運營業務の不履行

維持管理・運營業務についてのモニタリングの結果、事業者には本契約の不履行があると認められた場合、市は当該不履行を、下表の通り学校給食の提供が不全となる状態である「提供不全の場合」と、提供が不全となる状態にまでは至らないが要求水準等の未達成の状態である「要求水準等未達成の場合」の2つに分類した上、各々に詳細なレベル設定を行う。

表 維持管理・運營業務の不履行の分類

要求水準等未達成のうち提供不全の場合	レベル5	給食を提供できなかった場合	児童生徒が喫食できなかった場合
			アレルギー食の誤配送により、児童生徒が喫食できなかった場合 (市職員又は児童生徒が自ら誤配送に気が付いて喫食しなかった場合)
	レベル4	指定時間内に給食を配送できなかった場合	給食開始時刻から20分以内に配送され、児童生徒が喫食できた場合
要求水準等未達成の場合	レベル3	給食を一部提供できなかった場合	配缶間違いなどにより、一部の献立を児童生徒が喫食できなかった場合
	レベル2	是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合	給食提供へ支障が生じる可能性がある場合
			衛生管理が不十分である場合
			異物混入について、学校から苦情等があった場合(調理設備の部品の脱落等重大なもの)
	レベル1	是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	衛生管理等に問題はなく、給食提供へ支障が生じる可能性低いものの、要求水準を満たすサービスの提供がされていない場合
			異物混入について、学校から苦情等があった場合(髪の毛等軽微なもの)

市は、「提供不全の場合」に分類した不履行については不履行が判明してから3日以内に当該不履行がレベル3、レベル4又はレベル5かを判断し、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。

市は、「要求水準等未達成の場合」に分類した不履行については不履行が判明してから7日以内に事業者に対し通知及び是正勧告を行う。通告を行った後は、「3. 是正勧告に対する

事業者の対応」に従い改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、当該不履行がレベル1かレベル2かを判断し、事業者に対し通知及び再度の是正勧告を行う。

ただし、不履行の原因が以下のいずれかの事由にある場合は是正勧告を行わない。

- ・ 予め市の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 市の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 教職員、児童生徒の責めに帰すべき事由により、不履行となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行となった場合
- ・ 第三者の事由（食材納入遅延、回避不可能な交通混雑、100%事業者に過失のない交通事故など）によって、やむを得ず不履行となった場合（ただし、第三者の事由であることの証明は事業者が行う。）

3. 是正勧告に対する事業者の対応

事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内に、当該不履行の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。また、改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から5日以内とする。ただし、市は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。なお、市は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、事業者に対して再度の是正勧告を行うことができ、その後も同様とする。

別紙6 サービス対価の減額（第17条、第24条、第25条、第27条、第32条 関係）

市は、事業者には是正勧告を行った場合、以下の通り減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、四半期ごとの減額ポイントが一定値に達した場合には、事業者に支払うサービス対価の減額を行う。ただし、不履行が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、減額ポイントを計上しない。

1. 準備業務

市は、準備業務段階において、事業者が実施すべき業務を履行していないと判断した場合、一定の経過措置を経た後、事業者へ支払うサービスの対価のうち、該当する業務に相当する対価を減額する。

2. 維持管理・運営業務

（1）減額ポイント

提供不全の場合

影響を受けたクラス数	減額ポイント		
	レベル5 (未提供の場合) ※	レベル4 (遅配の場合)	レベル3 (一部未提供の場合)
10クラス未満	2	1	0.5
10クラス以上 ～20クラス未満	4	2	
20クラス以上 ～30クラス未満	6	3	1
30クラス以上 ～40クラス未満	8	4	
40クラス以上	10	5	2

※アレルギー食の誤配送は、ここでは対象外とする。

上記にかかわらず、食中毒事故の発生の場合の減額ポイント及びアレルギー対応食対応の誤りによる重傷者の発生は40ポイントとする。この場合、営業停止期間がともなう場合（当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。）であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期について、一つの食中毒事故につき40ポイントを計上し、この減額ポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

また、アレルギー対応食対応の誤りによる軽症者の発生における減額ポイントは20ポイントとする。この場合、当該事故の発生日が含まれる四半期に、一つの事故につき20ポイントを計上し、この減額ポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

要求水準等未達成の場合

レベル	基本減額ポイント
レベル5：アレルギー食の誤配送により、児童生徒が喫食できなかった場合	3
レベル2：是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合	2
レベル1：是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	1

1回目の是正勧告においては、減額ポイントは付与しない。2回目の是正勧告以降に減額ポイントを付与する。なお、3回目の是正勧告の場合は上記の基本減額ポイントの2倍、4回目の是正勧告の場合は上記の基本減額ポイントの3倍を加算し、その後も同様に（是正勧告の回数－1）で乗じた減額ポイントを加算する。

（2）減額ポイントに応じた減額

サービスの対価の支払に際しては、当該四半期の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、サービス対価の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を事業者へ通知する。当該四半期に加算された減額ポイントは、当該期間におけるサービス対価の支払いについてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。事業者は、減額について異議がある場合には、市に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間のサービス対価の支払いが行われている場合には、算定された減額分を次期のサービス対価より差し引く。

食中毒事故の発生の場合の下記算定式における未提供クラス数・給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期のみに計上する。

減額金額 ＝（当該四半期のサービス対価B）× 減額率 ＋（レベル5に該当する未提供クラス数(通常食) × 1クラス当たりの通常食調整料金の単価）＋（レベル5に該当する未提供給食数(アレルギー食) × 1食当たりのアレルギー食調整料金の単価）

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0％にて固定※	0％
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5％。さらに5ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率0.5％増加	0.5％～3％
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3％。さらに10ポイントを超えて、1ポイント増え	3％～23％

	るごとに減額率 1 % 増加	
30 ポイント以上 40 ポイント未満	30 ポイントで減額率 23 %。さらに 30 ポイントを越えて、1 ポイント増 えるごとに減額率 1.5 % 増加	23 % ~ 38 %
40 ポイント以上	40 % にて固定	40 % (さらに 当該四半期分のサービス 対価の支払停止※※)

※ 上表のサービス対価の減額率が 0 % であっても、「未提供クラス数(通常食)×1 クラス当たりの通常食調整料金の単価」「未提供給食数(アレルギー食)×1 食当たりのアレルギー食調整料金の単価」の減額を行うものとする。

※※ 支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが 20 ポイント以下となった四半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

(3) 合計減額ポイントの連続発生に伴う支払い停止

2 四半期連続して合計減額ポイントが 21 以上となった場合、市は、上記(2)に掲げるサービス対価減額の措置に加え、当該連続する 2 期目の四半期のサービス対価の事業者に対する支払いを停止する。この場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが 20 ポイント以下となった四半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

別紙7 付保すべき保険（第7条、第50条 関係）

本事業に関する保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる各条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に付保範囲の広い内容とすることを妨げるものではない。

1. 業務の遂行に関して付す保険

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

- ア 保険契約者 : 事業者又は請負人等
- イ 被保険者 : 事業者、請負人等、並びに市を含む
- ウ 保険の対象 : 本施設の使用、維持管理業務及び運營業務の欠陥に起因して派生した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保する。
- エ 保険の期間 : 維持管理・運営期間開始日から維持管理・運営期間終了日までとする。
- オ 保険金額 : 対人1名あたり1億円以上、1事故あたり10億円以上、対物1事故あたり1億円以上とする。
- カ 免責金額 : 1事故あたり5万円以下とする。

2. その他の保険

前記各保険以外に、事業者提案において事業者により付保することとされた保険については、原則として事業者提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要があるときは、あらかじめ市と協議しなければならない。なお、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、直ちに市に提出しなければならない。

別紙 8 不可抗力・法令変更による追加費用又は損害の負担
(第14条、第23条、第30条、第36条、第37条、第39条、第40条、関係)

1. 不可抗力による追加費用又は損害の負担

維持管理・運營業務に関する追加費用、本件施設に関する損害の金額が、別紙4のサービス対価A又はBのうち当該追加費用又は損害に関するものの(当該費用又は損害が発生した事業年度における)年間支払総額の100分の1に相当する金額までは事業者が負担し、100分の1に相当する金額を超える部分については市が負担する。

2. 法令変更による追加費用又は損害の負担

- (1) 本件業務に類型的もしくは特別に影響を及ぼす法令変更又は消費税、消費税類似の税制度の新設・変更(税率の変更を含む。)により生じた追加費用又は損害については、市が負担する。
- (2) (1)で定める以外の法令変更により生じた追加費用又は損害については、事業者の負担とする。
- (3) 法令の変更の解釈につき、市と事業者の間で疑義が生じた場合には、両方で協議する。

3. 保険との関係

事業者が追加費用を負担し又は損害を被ったことについて、事業者が保険、保証、補償金等を受領した場合で、当該保険、保証、補償金等の額が事業者の負担する額を超える場合には、当該超過額は市が負担すべき額から控除する。

4. 複数の事由が発生した場合の措置

法令変更、不可抗力に該当する複数の事由が発生した場合の追加費用または損害については、それぞれの発生事由ごとに負担金額を算出し、維持管理・運營業務に関する追加費用、若しくは本件施設に関する損害については当該事由が発生した事業年度中の累計で算出する。

別紙9 個人情報取扱特記事項 (第44条 関係)

(個人情報の秘密保持)

第1条 事業者(以下「乙」という。)は、委託業務に関して知り得た個人情報を委託業務以外の目的のために利用し、又は他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第2条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意の上で収集しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第3条 乙は、市(以下「甲」という。)が文書により指示した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外使用及び第三者への提供禁止)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(授受及び搬送)

第5条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された資料等を当該場所以外に持ち出してはならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の授受及び搬送を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

(保管及び返還等)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の保管を行う場合には、甲の許可又は指示を受け、個人情報の紛失、破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

(廃棄)

第7条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

(報告)

第8条 乙は、この契約による事務の個人情報の取扱いに関し、事故が生じたときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(立入調査)

第9条 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理状況その他必要な事項について乙に報告を求め、又は立入調査できるものとする。

(従事者の監督)

第10条 乙は、その事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び愛西市個人情報保護条例第51条又は第52条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行うよう努めるものとする。